

## 第30回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年12月25日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

## 5 議 事

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 総会成立報告                                     |
| 日程第 2  |         | 開会   |
| 日程第 3  |         | 議事録署名委員の指名                                 |
| 日程第 4  |         | 会期の決定                                      |
| 日程第 5  |         | 会務報告                                       |
| 日程第 6  | 報告第 1 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 7  | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて                              |
| 日程第 8  | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について          |
| 日程第 9  | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                     |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について            |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について                |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について                 |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 令和 8 年度浜中町農業委員会予算の提出について                   |
| 日程第 14 |         | 次回総会日程（予定）について                             |

事務局 長

第30回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

皆様おはようございます。今年ももう残すところ一週間になりました。今年一年を振り返って見ますと、年明け早々から地域計画の開始に伴う準備が始まり、何かと忙しい年であったような気がします。天候もいつにない高気温が続いたり、干ばつになったりと例年とは少し違う気候ではありましたが、粗飼料の品質は概ね良好だったのが救いのような気がいたします。

私たちの任期もあと半年あまりになりました。残された任期为農業委員として地域の皆様に貢献をするとともに、農業の発展のために、尽力して下さるようお願いいたします。

本日は、報告が1件、議案を7件提案しておりますので、慎重審議をお願いをして、開会のあいさつとさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番妹尾委員、2番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

11月25日～28日、「令和7年度全国農業委員会会長代表者集会及び令和7年度農業者年金加入推進セミナー」が東京都で開催され、白川会長が参加しております。

釧路地方農業委員会連合会の副会長として、白川会長が参加したものでございますが、会長代表者集会では、「持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するため

の申し合わせ決議」や富山県入善町、長崎県長与町、群馬県明和町のそれぞれの農業委員会より活動事例報告が行われました。

また、あわせて北海道選出国會議員への要請行動も行われ、釧路地方農委連で取りまとめた令和8年度の農業施策と予算に関する要望意見について、伊東代議士、鈴木宗男代議士、鈴木貴子代議士及び篠田代議士に要請を行ってきたところがございます。

12月2日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇〇地区で実施し、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は〇〇〇〇氏所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

12月4日、「北海道農業振興地域整備基本方針の変更に係る担当者会議」がWEB方式で開催され、支所2階会議室において、私と埴見係長、農林課農業振興係の布川係長と佐藤主査4名で参加しております。

12月8日、「2025年度釧路東部地区指導農業士・農業士会総会・研修会」が茶内コミュニティセンターで開催され、埴見係長が出席しております。

12月10日～11日、「令和7年第4回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、10日は埴見係長、11日は私が出席しております。

一般質問者は3名で、街路樹のLED化について、太陽光発電事業について、災害発生時の避難などについて議論が交わされ、また、町長からは条例改正や補正予算など12議案が提案、可決され、2日間の日程を終了しております。

12月15日、〇〇地区、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を〇〇地区会館で開催し、地元農業者6名、農林課職員1名と齋藤委員、事務局2名が出席しております。

〇〇さんは現在〇〇〇〇さんに農地を賃貸借しておりますが、来年3月で期限到来となり、そのタイミングで農地を売買したい、また〇〇〇〇さんについては、〇〇〇〇さんの農地を相続し、ご自身も高齢のため農地を売買により処分したい旨の申出を受けております。

協議の結果、〇〇さん、〇〇さん共に〇〇〇〇へ売買した後、〇〇さん農地については〇〇さん、〇〇さん農地については〇〇〇〇さんと〇〇〇〇が受け手となることで決定しました。

また、〇〇さんと〇〇さんについては貸付タイプ、〇〇〇〇については即売りタイプで農地を取得することで準備を進めております。

12月16日、〇〇地区 〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で開催し、地元農業者2名、農協担当者1名、農林課担当者1名と押切委員、事務局2名が出席しております。

〇〇さんは現在、農地中間管理事業で〇〇〇〇さんに〇〇年間の賃貸借を行っており、今月末で期限を迎えることから、期限到来時のタイミングで農地を売買したい旨の申出がありました。



者から農用地について利用権設定等を受けたい旨の申出があった場合には、当該申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う3件の調整報告でございますが、整理番号1は、中標津町東〇条南〇丁目〇番地〇、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございます。

現地調査につきましては〇月〇〇日に農地部会、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、本案については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への買入協議後、〇〇〇〇氏が一時貸付を受けることで調整が整っております。

土地の詳細につきましては、議案書2ページ、3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、議案書2ページ、調査対象地の2箇所に分筆予定と記載しておりますが、この土地については雪解け後の測量、分筆登記後を経たからの買入協議要請となりますので、ご了承願います。

また、測量後は面積が若干変動するものと思われまますので、金額についてもいくらかの変動があることをご了承願いたいと思います。

次に整理番号2は、釧路市芦野〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございます。

現地調査につきましては令和〇年〇月〇〇日に農地部会、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、本案については、〇〇〇〇〇〇〇への買入協議及び即売りタイプにより農地取得することで調整が整っております。

土地の詳細につきましては、議案書4ページ、5ページ及び議案関係資料2ページ、3ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

また、議案書4ページ、調査対象地の1行目、厚陽〇〇〇番については〇〇〇〇への買入協議後に〇〇〇〇氏が一時貸付、厚陽〇〇〇番から〇〇〇番までは〇〇〇〇〇〇〇〇が即売りタイプで農地を取得する予定で年明けより手続を進めたいと思っております。

次に整理番号3は、姉別〇丁目〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございます。

現地調査につきましては令和〇年〇月〇〇日に農地部会、押切委員、事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、本案については、〇〇〇〇氏が即売りタイプにより農地を取得することで調整が整っており、本総会議案第5号で関係する促進計画を提案しております。

土地の詳細につきましては、議案書6ページ、7ページ及び議案関係資料4ペー

ジから 6 ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づきご報告申し上げるものでございますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
それでは、これから報告第 1 号の質疑を行います。  
整理番号 1 について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号 2 の質疑を行います。  
質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号 3 の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、報告第 1 号を採決いたします。お諮りします。  
整理番号 1 は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号 1 は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号 2 は、原案のとおり承認されました。  
次に、整理番号 3 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委7-12号の願い出人は、川上郡標茶町の土地家屋調査士 ○○○○氏で、茶内旭○丁目○○番地、○○○○氏より委任を受けております。

願い出地は西円朱別西○○線○○○番、外○○筆、面積○万○, ○○○. ○○㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、妹尾委員、篠原委員、工藤委員、事務局2名により12月2日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとのことご判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前 田 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。

浜農委7-12について質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹 尾 委 員

○○で買い受けてもらえなかった残りの土地なんですが、施設用地等は問題ない

と思いますが、原野化している土地を将来的に大規模開発などで国営事業で草地になる可能性もある土地なので、今後こういう土地も〇〇が買い入れていただけるように、農業委員会から強く要請していただきたい。今回〇〇が買い取って本人に渡すことになったが、農業委員会としてどういう考えなのか、また現実的に〇〇〇〇で農地ではないところも買入れているところもあって、逆に売り渡すときに拒否されて困る、という話もされていまして。置いておいても弊害しかないので、〇〇〇〇が買うなら一括して隣接地の山林も買い取れるように検討してもらわないと困るのではないか。

議長 この件に関しては、先月もお話ありましたが、今後來年に向けて〇〇との協議の場が事務局サイドで設けられている、その場で申し入れようとしています。全道、全国的な中での隣接の関係については個別な部分もありまして、一括で〇〇に直接会長からは申し入れできる場がないので、まずは事務局より協議を進めてもらおうと思っております。

妹尾委員 事務局は、あくまでも事務局ですから、会長は権限持っているので、事務局ではなく会長が言ってもらわなくては、向こうは相手にしないと思います。

議長 まずは、〇〇との接触の機会がまだ出てきていないので、今後農委連の中でもこのことについて取り組んで行こうとしている段階です。

妹尾委員 よろしくお願ひします。基本的考えとして会社対会社で事務局は権限ないので、そこは会長が率先して、事務局任せではなくやってほしい、よろしくお願ひします。

議長 分かりました。

ほかありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、浜農委7-12を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、浜農委7-12は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申し入れ、合意による解約をしてはならない。」とされておりますが、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と第2号において規定されております。

また、第6項においては「その解約が行われた場合には、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。

本案は、3件の届出でございますが、整理番号1は、浜中東二線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中基線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇〇月〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われます。

以下整理番号2、3についても貸付者は同じ〇〇〇氏で契約期間、解約の日についても同様です。

整理番号2の借受者は、熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は浜中基線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡。

整理番号3の借受者は、熊牛東五線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は浜中基線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。  
整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号2の質疑を行います  
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
次に、整理番号3の質疑を行います  
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 案

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。  
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。  
農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は



号2の審議に入りたいと思います。

〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

それでは、これから整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹 尾 委 員 関係資料23ページの航空写真見ますと地番〇〇〇の所にD型ハウスか何か建物2棟建っているのですが、転用許可または現況証明されているのですか。

事 務 局 議案書の土地の表示の中で、〇〇〇番の土地の表示については、全面積使用貸借になっているということなので、これが転用なり現況証明なりで手続きを取っていれば、一覧の中の〇〇〇番のような表示になります。この一覧を見る限りでは、〇〇〇番については手続きは取られていないと思われます。

妹 尾 委 員 これ地元委員さん説明して現況証明ないし、転用で省いてもらうしかないと思います。会長お願いします。

議 長 分かりました。

本人に伝えます。このような所がおそらく出てくるので、都度対応していきたいと思えます。

事務局 今手続きの話が出ましたが、来月総会に8年度の事業計画を提案しようと考え、ただいま作成に入っている段階です。係長と相談しておりまして、令和8年度はこのような手続きについて重点を置いて、8年度の事業でやっていこうかと話しております。今回気付いたものについては、都度その段階でやっていきますけど、8年度に集中してその作業を行いたいと考えております。

妹尾委員 分かりました。

議長 ほかありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地若しくは採草放牧地を所有する農地所有適格法人、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、毎年、事業の状況その他省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法で定める農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目「形態要件」として、農事組合法人、株式会





妹尾委員 所有権以外の権原の中で、地上権持っているのが町と開発局ですが、地図を見たところ何もなさそうなんですが、水道か何かが入っているのですか。

事務局 登記簿によると管水路があるとのこと。町と開発も内容は同じです。

妹尾委員 分かりました。

議長 ほかにありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 今まで5年で賃貸借していたものを〇〇に一度貸して、〇〇から全て貸し付けるけど、面積が合わないですが、〇〇これだけ借りないということですか。

事務局 今まで借りていた場所は変わりません。面積の違いは〇〇〇〇に貸付するとなると、土地の面積の欄にありますとおり、うち面積で借入します。ですので議案2号の時の合意解約通知のときは、うち面積ではなく全面積で契約を行っていて〇〇町程の土地でありました、今回〇〇町のうち農地の部分だけを公社は借り受ける仕組みになっておりますので、このように面積の差が出てきております。

妹尾委員 こんなに省かれるものなの。

事務局 これだけ原野化されているところが区画の中にあるということだと思います。

妹尾委員 分かりました。

議長 ほかにありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号7について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長議長

議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第22条第1項では、「農業委員会は、地域計画の区域内の農用地所有者から、農用地の所有権移転についてあっせんを受けたい旨の申出があり、かつ、当該農用地を含む周辺地域における農用地の保有及び利用現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、通知をするよう要請することができる。」とされております。

本案については1件の買入協議でございますが、整理番号1は、釧路市芦野〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和〇年〇〇月〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員により調整した結果、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げますが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
それでは、これから議案第6号の質疑を行います。  
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。  
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 令和8年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 令和8年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、令和8年度の予算総額は、歳入で前年度対比5万2千円増の807万7千円、歳出で前年度対比124万3千円減の1,605万9千円でございます。

次に、歳入、歳出それぞれについて説明いたします。

まず、歳入14款 使用料及び手数料の現況証明手数料は前年同額の6万7千円、16款 道支出金の農業委員会交付金は72千円増の473万2千円、機構集積支援事業補助は13万1千円減の14万円、農地利用最適化交付金は32万4千円増の237万3千円、21款 諸収入、1節 雑入、農業者年金業務委託手数料は21万3千円減の76万5千円でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費の「農業委員会委員に要する経費」の総額は、前年度対比115万7千円減の936万3千円。

主な増減項目は、1節報酬、農業委員の改選による報酬の増額と、8節旅費の道外先進地視察研修費用の旅費の減額でございます。

次に、4ページ「農業者年金事務に要する経費」の総額は、前年度対比2万2千円増の21万4千円。

主な増減項目は、事務消耗品の単価変更に係る増額。

次に、5ページ「農業委員会事務局に要する経費」の総額は、前年度対比10万8千円減の648万2千円。

主な増減項目は、1節報酬、会計年度任用職員に係る報酬額改定による増額、8節旅費、道外先進地視察研修費用の減額、6ページ10節需用費、事務消耗品の印刷機マスター単価変更に係る増額、7ページ燃料費ですが公用車の入れ替えによるハイブリット車燃料代の減額、17節備品購入費の公用車バックカメラの用ディスプレイオーディオ購入による増額、18節負担金、補助交付金の北海道農業会議拠出金額の増額となっております。

以上、令和8年度浜中町農業委員会予算についてご説明申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案につきましては、12月22日開催の農政部会において、承認をいただき、ご提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

農政係 長

(詳細説明するも省略)

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第7号の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。  日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。
事 務 局 長	次回総会について、1月30日、金曜日、午前10時00分からを提案します。
議 長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1月30日、金曜日、午前10時00分からということでよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようなので、次回総会日程については、1月30日、金曜日、午前10時00分からに決定いたしました。  以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第30回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時03分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 1番 妹尾伸二

浜中町農業委員会 2番 嗟峨弘巳